



自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者	警察、道路管理者、消防、ロードアシスタンス会社、事故車及び故障車の使用者等
有償運送を必要とする理由	交通の安全と円滑の阻害となる事故車等を緊急排除し、公共の福祉に寄与するため
自動車登録番号等	品川 400 あ 577
運送しようとする物	道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車
運送しようとする期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
運送しようとする区間	道路上の現場(原則として、許可を受けた運輸支局官内に限る。)から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送
任意保険の内容	対人無制限
研修の実施	(別紙)

継続申請の場合、記入前年の満了日の翌日からとするのが一般的(新規申請の場合、記入不要)

※ 添付書類

- ①任意保険等の証書(写)
- ②自動車検査証(写)
- ③研修の受講状況(別紙)